

職員の執務環境における分散等の継続について

1 取組の継続について

5月25日、埼玉県を含む1都3県と北海道に対する緊急事態宣言が解除されたことを受け、埼玉県の緊急事態措置の解除も決定されました。

政府の基本的対処方針では、感染拡大を予防する「新しい生活様式」や引き続きテレワーク等の活用に努めることとされています。

また、埼玉県からも新しい生活様式の実践とともに、感染機会の縮小に向けた対策を進めていくことが求められていることから、本市において、引き続き市民の生命と健康を守るために必要な業務を継続していくため、市民サービスの低下を招かないよう業務執行体制を確保した上で、勤務場所の分散等により、職員の感染機会の縮小に向けた取組を継続するものです。

2 実施方法について

密集した執務環境の分散化として、地区行政センター会議室、本庁舎会議室等を利用し、一部職員の執務場所とします。

また、公共交通機関を利用して通勤している職員については、状況に応じた時差出勤及び在宅勤務とします。

なお、地区行政センター会議室等の利用に当たっては、施設の状況等により、可能な範囲での実施といたします。

3 実施期間

6月1日（月）から当面の間

4 対象

全職員（再任用職員及び会計年度職員を含む。）